

第7回（平成19年度第2回）美浜区地域福祉計画推進協議会 議事要旨

- 1 日時 平成19年9月22日（土）午前10時～午前11時45分
- 2 場所 美浜保健福祉センター 4階 大会議室
- 3 出席者 （委員）
飯野委員長、小椋副委員長、
相澤委員、池田委員、大坪委員、桑原委員、鈴木委員、高橋委員、長岡委員、
長倉委員、成田委員、別所委員、村社委員、山崎委員 （14人）
（事務局）
上原美浜保健福祉センター所長、
保健福祉サービス課 長谷川主幹、荒川補佐、塩田事務員
保健福祉総務課 石原主幹、小林主任主事
社会福祉協議会美浜区事務所 若林所長、斉藤主任主事

傍聴人 1人

4 議題

- （1）グループ会議の現況報告について
- （2）地域福祉活動事例集の編集経過について
- （3）広報誌（推進協だより）について
- （4）地域福祉パイロット事業について
- （5）その他
第8回（平成19年度第3回）12月の開催日について
社協地区部会活動ビデオについて

5 議事の概要

- （1）グループ会議の現況報告について
3つのグループから現況報告があり、その内容について議論した。
- （2）地域福祉活動事例集の編集経過について
事務局（保健福祉総務課）から、事例集の編集経過について説明があった。
- （3）広報誌（推進協だより）について
事務局（保健福祉サービス課）から、推進協議会だより第2号の原稿案について説明があった。
- （4）地域福祉パイロット事業について
事務局（社会福祉協議会）から、事業内容について説明があった。
- （5）その他
第8回（平成19年度第3回）の開催日を、12月1日（土）午前10時からと決定した。
社協地区部会活動ビデオについて事務局から紹介があった。

6 会議経過

(1) 開会

(2) 発言の要旨

委員長： 時間になりましたので、第7回美浜区地域福祉計画推進協議会を始めます。参考資料は、次回から次第の中に入れていただけるとわかりやすいと思います。

議題(1) グループ会議の現況報告について

委員長： グループ会議の現況報告について、まず第1グループからお願いします。

委員： 第1グループの会議内容を発表させていただきます。第1グループの検討事項は「自治会・社会福祉協議会・NPO等による地域住民の生活支援」で、2回会議を行いました。

第1回の会議は、7月7日に美浜保健福祉センターで行い、役割分担の確認と、各自が地域で関わっている自治会、社協地区部会、コミコン等の活動内容について話し合いました。

第2回は、8月25日に稲浜公民館で行いました。主に地域における自治会等の存在や関わりについて、以下のような意見や課題が出ました。

自治会は、地域の防災、防犯活動、社協地区部会、社会体育振興会、青少年育成委員会等の結成と参加、行政等からの配布・回覧板等々の活動を行い、コミュニティの形成を図っている。(資料：千葉幸町団体の例)

しかし、一方で近隣との付き合いを好まない、自治会に無関心、参加しない住民と、自治会をつくらない地域やマンションなどがある。

自治会役員が1年で代わる、役員のなり手や担い手がいらない、高齢化している等の問題がある。

自治会活動内容がより豊かに充実し、近隣同士のコミュニケーションが図られるようになれば、美浜区地域福祉計画で掲げる第1グループの課題の大部分は対応できるのではないか。

そして、今後の検討課題として

- ・各自治会は、地域の諸団体と連携して地域の問題や課題に取り組んでいるか。
- ・各自治会は、行事や活動内容を会員にどのように伝えているか。
- ・行政は自治会に対してどのような支援をしているか。
- ・行政は自治会未結成地域に対してどんな取り組みや手立てをしているのか。

というような内容が出ました。

次回は、10月13日に、自治会の行政窓口である地域振興課から、講師を招いて次のような内容で話を聞くことになっています。

行政の自治会等に対する施策の有無

行政として自治会未組織の地域、マンション等に対する取り組みをどのようにしているのか

行政として自治会の役割と活動の宣伝についてどのようにしているのか

資料に幸町団地の例を添付しました。自治会はこのように行政等から多くの

役割を依頼されています。先日社協地区部会の部会長の集まりがありましたが、地区部会も、自治会が核にならないと、なかなか組織できないという話がありました。その他にも、社会体育振興会や青少年育成委員会、自主防災会等、自治会がないと組織できない、活動できないということがあるようです。

また、自治会は地域に関わる諸問題の改善に向けて、行政等関係機関に要望書を出す等、要請行動を行います。これも自治会の重要な役割です。自治会をどうつくり、活性化し、地域のコミュニティを形成していくか、この課題が達成されれば、地域福祉計画に載っている自助、共助の多くの取り組みに対応できるのではないかと思います。それに、これだけ多くの活動をしている自治会等に、行政はどのような施策を持ってどのような支援をしているのか、というのがもう一つの課題です。それを取り掛かりとして、行政の方に自治会に対する施策等についてお話をうかがおうと思っています。簡単ですが、以上です。

委員長： 出席された他の委員から補足はありますか。

委員： 質問があります。資料の中の構成委員の中に「防犯灯設置の申請」とありますが、これは団体の名前ではなくて、自治会の実施する内容ではないでしょうか。

委員： 団体ではなく、防犯灯を設置するときに、自治会が申請するという意味です。

委員： それから、地区部会には、自治会の他に民児協を入れた方がよいのではないのでしょうか。民児協が抜けているように感じます。

委員： 確かに地区部会には様々な団体に関わりますが、特に自治会が中心にならないと組織するのが難しいという意味です。自治会の立場から作成した資料です。

委員： 自治会への協力要請団体には、他にもマンションの管理組合もあると思います。

委員長： マンションの管理組合があるところと、自治会がうまく並立しているかという問題もあると思います。管理組合があるから自治会は必要ないという話になっているところもあるのではないのでしょうか。

委員： 管理組合と異なり、自治会は任意団体ということになっています。しかし、そこに住んで生活している以上、管理組合も一緒に協力していただく必要があると思います。中には、マンションの所有者と居住者が違い、管理組合の加入者＝自治会会員ではない場合もあります。この地区特有の問題として認識が必要ではないのでしょうか。

委員長： 第1グループは、地域のネットワーク形成のためには、まず自治会を組織することが大切だということ、それから自治会に対して行政はどのような施策を持っているのか、ということが今後の検討課題だということでした。

それでは、第2グループから発表をお願いします。

委員： 第2グループは「居場所・交流の場づくり」です。申し訳ないのですが、実は進捗状況をご報告できるような状況にはまだありません。グループ会議は7月7日と、8月5日に行いましたが、いずれも参加者が2人だったため、会議という形にならず、雑談的な内容になりました。その時に話し合った内容やこれからどうするかということをご報告して、皆様のご意見をうかがいたいと思います。

地域福祉計画上、「居場所・交流の場づくり」の場所としては「小学校の余裕教室・空き教室」「フリースペース」「自治会等の集会所」「空き家、空き店舗」があがっています。地域には利用可能な場所があると思いますが、いずれも名目上は現在使用中で、「利用できるが空いているわけではない」ということのようにです。理想は、「この場所が空いていますので有効利用しませんか」と言うてくださることなのですが、それは現実的ではないので、まずは「何がしたいのか」「どのような交流の場をつくりたいのか」という目的を出し、そのために、ある場所を使わせてもらえるか交渉していくという方法にしないと、場所の確保は難しいと思います。ですので、今後はまず、委員が交流の場をつくるためにどんな事業をしたいのかを話し合っていきたいと思っています。また、交渉にあたっては、小学校や商店等、場所を貸す側にとっても利益があるのだということを積極的に伝えていきたいと思っています。

ただ、一番の問題は、メンバーが5人と少なく、会議の開催自体が難しいということです。そのため、話がなかなか具体的に進まない状態ですので、皆様のご意見をうかがい、ご協力いただきたいと思います。以上です。

委員長： 居場所づくりについては、まず目的を出すこと、そして場所を提供する側にとっても利益があるということ、それからもう少しメンバーを増やしたいということですので、参加したいという方がいればぜひ参加してほしいと思います。

次に第3グループからの発表をお願いします。

委員： 第3グループも、参加人数が少なく、テーマである成年後見制度について、雑談という形になりました。発表できるほどまとまっておりません。

委員： お話しの通りです。一人暮らしの方に民生委員がどう関わるか、成年後見制度、権利擁護事業等、具体的にどうすればよいかという事例が出ました。

副委員長： 成年後見制度の問題は、誰がなっても責任が大きいのではないかという話になりました。

その後、独居の方が亡くなったという事例があったので、その話題になりました。

5階に住んでいて訪れる人が少なく、新聞がポストの奥にたまっていたのですが、気づくのが遅れました。知らせを受けた民生委員が行ったところ鍵がかかっており、呼びかけにも答えなかったので、警察に連絡しましたが、最初は市役所から連絡がないといけないという答えだったようです。再度来てくれるように依頼しましたが、到着までにだいぶ時間がかかりました。その後も、かかっている鍵をどうするのかとか、壊した鍵の修理代をどうするか、という話をしていました。それでも、隣の家のベランダから何とか入ったら、室内で熱中症で亡くなっていました。人の生死の問題なのに、今回の警察の対応には非常に疑問を感じ、腹立たしく思いました。

また、亡くなった方は、一人暮らしで近所付き合いもほとんどない人だったようです。これからは、高齢者の方からも、日頃から隣近所に声をかける必要があるのではないのでしょうか。

委員長： そのような場合、民生委員としての法律上の権利や義務はどうなっているのでしょうか。

委員： 警察が民生委員の立場や役割などを理解してくれていないように感じます。地域での見守りのネットワークなど、地域の協力が必要です。

副委員長： 新聞店でも、新聞がたまっていたら近所や警察に知らせるような方法を今後確立していく必要があると思いました。

委員： 民生委員の法律的なことは、任命者である行政で答えてください。

事務局： 民生委員の活動は、民生委員法で規定されています。役割は福祉分野等における住民と行政のパイプ役、要援護者の把握、相談等です。

今年は猛暑のせいか、同様の事例が何件もありました。地域福祉計画の中にも、「あんしん支え合いネットの構築」等、このような課題に対応する取組事項があります。その中で、民生委員は担当エリアの要援護者の情報を持ち、日常の活動の中で見守りをされているのではないかと思います。

緊急事案の場合、警察もよくしてくださっていると思いますが、ドアや鍵を壊すと、後で弁償を求められることもあります。市や民生委員には、他人の財産を壊して入る権限はありませんので、その場合は警察に連絡して、一緒に入るようにしています。

委員： 私の地域でも以前に孤独死がありました。その方は民生委員が訪問してもドアを開けてくれない等、外部と関わりを持とうとしなかったそうです。そのような場合に、見守り体制をつくるのは大変難しいと思います。

特に今は個人情報保護が厳しいので、災害時の要援護者の把握も大変難しいです。警察は、緊急時に器物を破損してでも、中に入って確認することができないのでしょうか。法律は人間を守るために作られているのに、それができないのであれば、法律が欠陥だと思います。人命第一の法律に改正する必要ではないでしょうか。

事務局： 先ほどは言葉が足りませんでした。緊急時には、警察は個人の財産権を侵しても必要な措置をします。ただ、壊した物はそれとは別の話で、弁償はやはり発生してくるということになります。

委員： 緊急時には、弁償責任はないという法律にしてほしいです。

委員： 在宅介護サービス等を利用していると、緊急時に発見しやすいということはあると思います。民生委員とも、そのようなネットワークの中で見守っていただけるとよいと思います。

また、弁償の件は、法改正までには時間もかかるので、とりあえず行政で、緊急時にはいくらまでならお金を出すというのを決めておいていただければ、警察も入りやすいのではないのでしょうか。土日の場合の対処も、責任の所在をはっきりしておいてもらえれば、対応しやすいと思います。

委員： 緊急時なのだから、警察はもっと早く対応できるはずだと思います。

それから、民生委員の受持数が多すぎたり、職業を持っていたりして、訪問が疎になっているという問題があります。

一個人では効果がないので、知事や市長から要請してほしいと思います。

副委員長： 補足しますが、先ほどの事例の民生委員は日頃からよく地域をまわっている方です。たまたまお盆の時期で留守にっていて、発見できなかったと非常に責任を感じておられたので、それは申し上げておきたいと思います。

委員： 今までの話は、重要な課題を提起しているのではないのでしょうか。それぞれがどこかを批判しているだけでは前に進みません。関係機関と話し合うなど、問題の改善にはどうしたらよいかを考えるのが推進協議会の仕事ではないかと思います。グループの中で、問題を整理して集まって、改善策を話し合っていけばよいのではないのでしょうか。

事務局： よろしいでしょうか。美浜区地域福祉計画の今後の取組 3 に「地域を支え合う『あんしん支え合いネット』の構築」という、まさに今お話しのあった問題に対する取り組みが載っています。孤独死の予防のために地域で何が必要か、という内容ですが、そういったことをご検討されてもよいのではないのでしょうか。

委員： 推進協議会は、情報のプラットフォームで、情報交換だけだということでしたが、グループ会議の結果をどこかに提言してもよろしいのでしょうか。

委員長： それは当然よろしいのではないのでしょうか。

委員： 事務局もそれでよろしいですか。

事務局： あくまでも情報のプラットフォームという考え方です。

委員： 市は情報交換だけという言い方ですが、話し合った結果はどうなってしまうのでしょうか。推進協議会として提言してはいけないということですか。

事務局： 情報のプラットフォームで、推進協議会そのものが実践部隊ではないということは当初から変わっておりません。

委員長： 情報のプラットフォームではありますが、出てきた意見を関係機関にぶつけるのはよいのではないのでしょうか。

委員： 事務局はだめだと言っていますが、どうすればよいのですか。推進協議会は意見交換だけですというのでは、何のためにあるのかわかりません。

委員長： 今のはよいテーマだと思います。第 3 グループは、「社会福祉協議会の機能充実」がテーマですが、このようなテーマをもう少しつめていただけないのでしょうか。

委員： でも実行できないのでは意味がありませんので、第 3 グループは解散します。意見だけ求めて、それで終わりというのは我々を馬鹿にしていると思います。

委員長： 美浜区の推進協議会としては、こういう問題について、相手があれば、そこに意見をぶつけるのは問題ないと思います。

事務局： よろしいでしょうか。前年度の推進協議会で、39 の取組課題について委員自身がきちんと勉強し、理解していないと、実際に地域の担い手に薦めることもできないということから、このグループ会議は始まりました。現在はそれぞれ問題点を出していただいているということだと思います。

委員： 問題が出たあとはどうすればよいのですか。

事務局： その取組課題を実践していただくのは、推進協議会委員ではなく、地域の担い手ということになります。その時に、推進協議会委員には、広告塔の役割をお願いしたいと思います。

委員： 意見が出たものをどうすればよいのか訊いているのに、プラットフォームで終わりとされたのでは、噛み合いません。

委員： 情報交換だけをしているのでよいのですか。

委員： 町内自治会連絡協議会で、推進協議会で意見だけ聴いても、それを反映するシステムになっていないということを問題として取り上げます。

委員長： 今の問題については、第3グループとしてももう少しつめていただき、次回またお話ししたいと思います。

議題（２）地域福祉活動事例集の編集経過について

委員長： 地域福祉活動事例集の編集経過について、保健福祉総務課からお願いします。

事務局： 地域福祉活動事例集についてご報告します。去る８月２３日に第１回編集会議を開催しました。美浜区推進協議会からは編集委員の希望がなかったため、委員長に出席をお願いしました。今回は市全体で２５件の応募があり、美浜区は次の５件です。

災害時要援護者支援プロジェクト

災害発生時に支援を必要とする要援護者を支援するための「災害時要援護者避難・支援マニュアル」を作成し、普及に努める。

ワークホーム「くるみ」（仮称）をつくり支える会

地域ぐるみで地域の障害者を支援することを目的とし、平成１９年４月に千葉市から仮承認を受けたワークホームを、資金や体制整備等の面で支援する。地域と連携した新しいコミュニティの形成を目指す。

地域再生リサーチ

千葉大学関係者を中心に、地域住民と共に地域コミュニティビジネスを立ち上げた。地域のリタイア人材を活用し、住宅修理、模様替え、買い物代行、商品届け等、高齢者の生活支援を行う。

子育て支援グループ「ハミングちば」

親の残業、出張、休日出勤の時や病後児の「一時あずかり」や、幼稚園、保育園、学校、塾・習い事の「送迎」等、公的サービスでは対応しきれない依頼にきめ細かく対応する有償サービスを実施。

社協真砂地区部会

社会福祉協議会の活動として、いきいきサロン、子育てサロン、食事サービス、広報誌の発行等を実施。

編集会議では、掲載するのは各区２事例ということで選考していただきました。しかし、美浜区については、書類だけの審査では非常に難しいので、～ につい

て実際に活動している方にお話をうかがってから決めるということになりました。
今後のスケジュールですが、候補が決まった後、１０月から１１月に実際の活動状況取材します。その後、１２月上旬に第２回編集会議を開催し、２月頃に事例集の発行を予定しています。

委員長： 美浜区からは私が編集委員として参加しました。編集会議で資料を見ただけではわからないので、いくつか直接お話を聞いてから決めることにしました。

委員： 事例集は、パイロット事業とは違うのですか。

事務局： 違います。

議題（３）広報誌（推進協だより）について

委員長： 広報誌の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 広報誌についてご説明いたします。広報誌は今回で２回目ですが、１０月下旬頃に発行したいと考えています。サイズはＡ３、２つ折、１ページ上段に地域福祉計画の説明、推進協議会の趣旨と会議の経過、下段に今年度の委員名簿を載せています。２ページ、３ページは計画の概要、４ページにグループ会議の内容を紹介する予定です。

８月１日現在、区内世帯数が６０，８４８世帯、このうち自治会加入率が７２％、４３，８００世帯弱です。配布方法は昨年度同様、町内自治会を通じて組単位で回覧していただく他、コミュニティセンター、図書館、公民館等の公共施設に配布したいと考えています。

委員長： 何かご意見はありますか。

委員： グループ会議の内容は、広報誌上では発表できるということですか。

事務局： 会議の模様や内容を簡単に紹介する予定です。

委員： グループ会議の問題点や最終結論、こういうふうにしたいということも載せていいのですね。

委員： 反対意見も載せられるということですね。

委員長： スペースの都合もあるので、詳細は載せられないと思いますが、今回話し合われた内容が載るとことです。

委員： 今回だけではなくて、推進協議会で出した結論も載るとのことですね。

それから、広報誌に載せることなのはわかりませんが、市の地域福祉計画の進捗状況も市民に広報してほしいと思います。

事務局： 市の地域福祉計画については、１８年度の事業について、現在照会中ですので、結果がまとまり次第ご報告できると思います。

委員： それから、市議会でも地域福祉計画についてやり取りがあるのかどうか、教えてください。

事務局： 現在第３回定例会を行っています。今回と、６月の第２回定例会で、地域福祉計画に関する一般質疑と代表質疑をいただいています。質問については、ホームページや議会だよりに掲載されています。

委員：　　そういう掲載も当然あるのですが、推進協議会には紙面で別に情報提供してほしいです。

事務局：　貴重なご意見としてうかがいます。

委員長：　　今回の推進協議会で簡単にご報告をお願いします。

議題（４）地域福祉パイロット事業について

委員長：　　地域福祉パイロット事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局：　　地域福祉パイロット事業についてご報告します。平成１９年度の地域福祉パイロット事業につきましては、昨年同様の内容で１地区部会につき１事業１０万円を限度額、総額３００万円ということで募集いたしました。美浜区からは高洲高浜地区部会から申請があり、前回の推進協議会で皆様からご意見をいただいた後に、審査会を行い、千葉市全体で２５事業、２５０万円の補助を決定しております。

その結果、５０万円の残額が生じ、千葉市と協議した結果、今回は地区部会とＮＰＯ法人が連携した事業に限り、募集することにいたしました。パイロット事業自体の趣旨は変わっておりません。概要は以下のとおりです。

- 補助対象団体：千葉市社会福祉協議会地区部会
- 対象事業：千葉市社会福祉協議会地区部会が中心となり、ＮＰＯ法人が連携・協働して実施する先進的・模範的な事業（その地域内で既にパイロット事業として実施された事業、社会福祉協議会が実施する他の補助金交付対象事業、既に他の公的な補助金等の交付を受けている事業を除く）
- 対象経費：会議費、印刷製本費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、報償費等
- 補助金額等：１事業につき１０万円を限度とし、審査を行った後、助成。
- 補助金交付申請：補助金を受けようとする地区部会は、千葉市社会福祉協議会長に所定の書式により、申請（１０月１２日まで）

委員長：　　申請締切まで半月ほどしかありませんが、地区部会でＮＰＯ法人とタイアップをするような事業があれば、よろしくお願いします。

委員：　　社会福祉協議会の補助金交付対象事業は対象にならないとあるが、新規事業は社会福祉協議会の補助を受けているはずなので、全て対象にならないのではないのでしょうか。所定の書式を見せてください。５０万円余っているからと言って、簡単に補助金を使ってもらっては困ります。内容をどれくらい確認しているのでしょうか。

事務局：　　今回はチラシのみで、書式は添付しておりませんが、前回の推進協議会で意見具申をしていただいたときに添付したものと書式は変わっておりません。また、補助金の交付にあたっては、事業内容を審査会で審査した上で決定しています。

（５）その他

第8回（平成19年度第3回）推進協議会の日程について

次回の推進協議会日程について、協議の結果、12月1日（土）午前10時からと決定した。

社協地区部会紹介ビデオについて

委員長： 社協地区部会の紹介ビデオができたそうです。貸出もするそうなので、ご活用ください。

その他

委員： 推進協議会は当面はグループ会議を進めるということですか。今日出た問題はどのようにするのでしょうか。

委員長： 次回以降継続して検討することになると思います。

委員： 先ほど、グループ会議の第3グループは解散するというようなお話しがありましたが、今後どうするのですか。

委員： 解散ではなく、継続します。

委員： グループ会議は推進協議会を代表するのではなく、そこで出た意見を推進協議会の場で検討するということですね。先ほど経過報告をしましたが、それをどうするのか、推進協議会で今後の方向性を示していただかないと、次に進まないと思います。

推進協議会は情報のプラットフォームで、委員が実際に事業を実施するわけではありませんが、グループの性質上、事業の推進にあたっては、グループ会議のメンバーが推進協議会委員としてではなく、一般市民として実施するのが1番やりやすいと思いますので、ご提案させていただきます。

委員長： 居場所づくりのテーマについて関心のある方は、ぜひ第2グループに加わっていただければと思います。

委員： 船橋市の「私にもできる？助け合いの会」という資料を配っていただいているのですが、その後船橋市で、助け合いの会に助成金を出しています。このような資料だけではなく、金銭面でも公的な支援があったということを情報としてお伝えしたいと思います。

委員長： 今いただいたような情報やよい資料があれば、ぜひ教えてください。

推進協議会は、公助が必要なことに対しては公助に対して発言し、共助、自助と3者が一体のものに対してはそれなりのことをしなければいけないと思います。

委員： 第1グループは次回10月13日に会議を行いますので、よろしくお願いします。

副委員長： 第3グループにも、ぜひ加わってください。

(会議終了)

参考：配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 委員名簿
- (3) 席辞表
- (4) 地域福祉パイロット事業活動報告書
- (5) 地域福祉パイロット事業実施に伴う助成対象事業の募集について
- (6) 広報誌 (推進協だより：案) について
- (7) 私にもできる？「たすけあいの会」＝助け合い活動立ち上げマニュアル＝